

平成17年8月9日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
日本オラクル株式会社
代表取締役社長 新 宅 正 明

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえご返送くださるか、議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使サイトにより議決権をご行使いただく際には、後記38頁から39頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成17年8月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区紀尾井町1番2号
赤坂プリンスホテル 五色2階 五色の間 |

3. 会議の目的事項

報告事項 第20期（平成16年6月1日から平成17年5月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第20期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（28頁）に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

第5号議案 当社取締役および従業員に新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（35頁から37頁）に記載のとおりであります。

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

〔平成16年6月1日から
平成17年5月31日まで〕

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期における我が国経済は、後半に情報化関連製品の在庫調整等により減速の動きがみられたものの、好調な企業収益や、設備投資の増加等を背景に、総じて緩やかな回復基調が続きました。

当社は、中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」の2年目を迎え、諸改革の定着と成長を具現化するために、平成16年6月にインダストリー毎の組織再編等を行い、顧客カバレッジ（範囲）の拡大およびパートナービジネスの拡充を実施いたしました。また、平成17年1月には、ビジネス・アプリケーションおよびデータベース・テクノロジーの成長を目指し、高度な提案力や専門性を有する組織体制の構築に向けて、製品毎の販売推進活動を行うテクノロジープロダクト統括本部、アプリケーションプロダクト統括本部を新設いたしました。このように、顧客のニーズに合った製品やサービスを提案する体制を整え、グリッド・コンピューティング（注）を実現する基盤ソフトウェア「Oracle 10g」や、平成16年11月に出荷を開始した「Oracle E-Business Suite 11i.10」、また運用管理サービス「Oracle On Demand」等の拡販を進めてまいりました。更に、平成17年2月より「Oracle Application Server 10g Release 2」の出荷を開始いたしました。

この結果、当期の売上高は832億9百万円（前期比3億50百万円、0.4%増）、経常利益は287億97百万円（前期比10億13百万円、3.6%増）、当期純利益は169億89百万円（前期比9億57百万円、6.0%増）となりました。

なお、ソフトウェア関連売上（ソフトウェアプロダクトの売上に、関連するサポートサービスの売上を加えたもの）は755億44百万円（前期比43億26百万円、6.1%増）となりました。

（注）一般的には、ネットワークを経由して複数のコンピュータを連結し、仮想的に高性能コンピュータをつくり並列処理を行わせることで、高速で大量の情報処理を実現することを指します。ここでは、オラクルが提唱する「エンタープライズ・グリッド」のことであります。「エンタープライズ・グリッド」

ド」の特徴は、既存のコンピュータ・リソースを最大限に利用する点にあり、孤立化しているシステムでは、リソースの利用に偏りが生じるため、システムリソースを蓄積して、必要ときに各システムにリソースを適切に分配すれば、既存のシステムでも総合的な処理性能を向上させることが可能となります。オラクルのエンタープライズ・グリッドが実現するのはこのようなグリッド・コンピューティングであります。

各部門別の営業の概況は次のとおりであります。

[ソフトウェアプロダクト]

データベース・テクノロジー

当部門においては、堅調な企業業績に伴って当社のデータベース製品への需要も高まり、売上高は堅調に推移しました。大規模システム向けでは、システム統合やメインフレームからオープン環境への移行に伴う需要があり、中堅・中小規模システム向けでは、IT投資の活性化とともに、Linuxサーバーによるオープン環境の導入が進みました。

当期は、これらの様々な企業の情報システムへのニーズに対応するため、平成16年4月より基盤ソフトウェアの新製品「Oracle 10g」を出荷し、大規模システム向けに「Oracle Database 10g Enterprise Edition」、中堅・中小規模システム向けに「Oracle Database 10g Standard Edition (Oracle 10g SE)」、「Oracle Standard Edition One (Oracle 10g SE One)」の提供を行ってきました。なお、「Oracle 10g」は、日本経済新聞社主催による2004年「日経優秀製品・サービス賞」において、「日経産業新聞 優秀賞」を受賞しました。

また、平成17年2月にエンタープライズ・グリッド・コンピューティングの総合イベント「Oracle 10g World」を開催し、「Oracle 10g」の最新情報と早期体験の機会を提供するとともに、「Oracle 10g」を基軸としたパートナーとの協業、取り組みや顧客事例を紹介いたしました。

これらの結果、データベース・テクノロジー部門の売上高は379億8百万円（前期比6億25百万円、1.7%増）となりました。

ビジネス・アプリケーション

当部門においては、経理や人事といった企業の基幹業務や、在庫管理、生産管理、顧客管理、購買管理などの企業活動全般をサポートし、迅速な経営判断と業務の効率化を可能とするソフトウェア「Oracle E-Business Suite」を提供しています。

当期は、インダストリー毎の組織の再編により、顧客カバレッジの拡大やコンサルティング機能との統合によるソリューション提案力の強化を図るとともに、平成16年11月より業務機能を拡充した最新版「Oracle E-Business Suite 11i.10」の出荷を開始しました。しかし、顧客企業の投資効果や投資時期に対する慎重な姿勢が影響し、売上高は26億17百万円（前期比2億17百万円、7.7%減）となりました。こうした状況を受けて、平成17年1月よりビジネス・アプリケーション製品に特化した製品・販売戦略の構築、業務プロセスの整備に着手しました。

以上により、データベース・テクノロジー部門とビジネス・アプリケーション部門を合計した、ソフトウェアプロダクトの売上高は405億25百万円（前期比4億7百万円、1.0%増）となりました。

[サービス]

サポートサービス

当部門においては、一般的な製品サポートに加え、潜在的な問題の事前回避を可能とする技術情報の能動的な提供、また、顧客企業のニーズに応じた高付加価値のサービスを提供し、顧客企業のシステム構築および運用の技術支援を行っています。

当期は、顧客企業の情報インフラの安定稼働に対する要求の高まりに加え、パートナーにサポート契約の管理システムを提供し、契約情報の共有化や契約管理の効率化を推進したこともあり、高いサポート契約率を維持したため、当部門の売上高は堅調に推移いたしました。また、顧客企業のデータベースの計画的かつ長期的なライフサイクルの設定を可能とする、無期限サポートの提供を開始いたしました。当社の専門技術者が顧客企業のオラクル・ソフトウェア製品の運用・管理をオンラインで行うアウトソーシングサービス「Oracle On Demand」については着実に実績をあげており、今後も積極的に展開してまいります。

これらの結果、サポートサービス部門の売上高は357億49百万円（前期比39億41百万円、12.4%増）となりました。

エデュケーションサービス

当部門においては、社会的に評価の高い技術資格として広く認識されております当社データベース製品の認定資格「ORACLE MASTER」およびビジネス・アプリケーション製品の認定資格「Oracle Certified Consultant（オラクル認定コンサルタント）」の認定事業、パートナー企業や顧客向けの研修事業を行っています。

当期は、「Oracle 10g」の出荷開始に伴い、最新資格体系である「ORACLE MASTER Oracle Database 10g」の提供を開始し、データベース管理者の初級者を対象とした「ORACLE MASTER Bronze」を新たに制定しました。当期末時点で当社データベース製品の認定資格「ORACLE MASTER」の資格取得者数は約12.8万人（前期末比約13.6千人増）、ビジネス・アプリケーション製品の認定資格「Oracle Certified Consultant」の資格取得者数は約6.8千人（前期末比約5.8百人増）となりました。

以上の活動にも関わらず、企業のIT教育投資抑制、また平成15年10月にグローバルな資格へ対応するため「ORACLE MASTER」制度を改定したことによる影響を受け、エデュケーションサービス部門の売上高は20億21百万円（前期比6億94百万円、25.6%減）となりました。

コンサルティングサービス

当部門においては、データベース・テクノロジー製品やビジネス・アプリケーション製品に関する、技術コンサルティングや業務コンサルティングの提供、システム導入時の導入計画、設計開発、移行運用等、導入各フェーズでの顧客支援作業の提供、更に産業別に特化したインダストリーソリューションの提供を行っています。

当期は、中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」に基づくコンサルティング事業の構造改革を継続しました。大型案件を主体としたサービスから多数の中小型案件を対象とするサービスモデルへのシフト、協力会社比率を下げ社内要員を主力とするコンサルティングサービスの提供、ソリューション提案力増強を企図した積極的なソフトウェアプロダクト部門への営業支援等、収益力強化を目的とした部門運営力の向上に取組みました。これらの結果、コンサルティングサービス部門の売上高は49億12百万円（前期比33億4百万円、40.2%減）となりましたが、収益性は向上しました。

また、各部門を合計した、サービスの売上高は426億83百万円（前期比57百万円、0.1%減）となりました。

各部門別の売上高は次のとおりとなっております。

部 門		第 19 期 平成16年 5 月期		第 20 期 平成17年 5 月期		
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	対前期比
		百万円	%	百万円	%	%
	データベース・テクノロジー	37,282	45.0	37,908	45.6	1.7
	ビジネス・アプリケーション	2,835	3.4	2,617	3.1	△ 7.7
	ソフトウェアプロダクト	40,117	48.4	40,525	48.7	1.0
	サポ ー ト サ ー ビ ス	31,807	38.4	35,749	43.0	12.4
	エデュケーションサービス	2,716	3.3	2,021	2.4	△25.6
	コンサルティングサービス	8,216	9.9	4,912	5.9	△40.2
	サ ー ビ ス	42,740	51.6	42,683	51.3	△ 0.1
	合 計	82,858	100.0	83,209	100.0	0.4

(注) 金額は単位未満を切り捨て、構成比ならびに対前期比は単位未満を四捨五入で表示しております。

<参考>

米国オラクル・コーポレーションの開示資料にあわせ、サポートサービスをアップデート&プロダクト・サポートとアドバンスト・サポートに細分し、ソフトウェアプロダクトに関連する売上とその他のサービスに関連する売上に区分した売上高は、次のとおりとなっております。

区 分		第 19 期 平成16年 5 月期		第 20 期 平成17年 5 月期		
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	対前期比
		百万円	%	百万円	%	%
	データベース・テクノロジー	37,282	45.0	37,908	45.6	1.7
	ビジネス・アプリケーション	2,835	3.4	2,617	3.1	△ 7.7
	アップデート&プロダクト・サポート	31,100	37.5	35,019	42.1	12.6
	ソフトウェア関連小計	71,218	86.0	75,544	90.8	6.1
	アドバンスト・サポート	706	0.9	730	0.9	3.3
	エデュケーションサービス	2,716	3.3	2,021	2.4	△25.6
	コンサルティングサービス	8,216	9.9	4,912	5.9	△40.2
	サ ー ビ ス 関 連 小 計	11,639	14.0	7,664	9.2	△34.2
	合 計	82,858	100.0	83,209	100.0	0.4

(注) 金額は単位未満を切り捨て、構成比ならびに対前期比は単位未満を四捨五入で表示しております。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は3億51百万円であります。その主なものはコンピュータ機器類の購入であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 会社が対処すべき課題

当社は、顧客のビジネス拡大につながる製品やサービスを継続的かつ安定的に顧客に提供し、顧客満足度を高め、結果として当社の収益の向上、企業価値の向上を実現することを経営課題として、以下の事業施策を実行いたします。

- ① 製品毎、産業毎の事業特性に応じた戦略を策定かつ実行するための組織体制の構築
 - ・「システム事業統括」、「インダストリー&アプリケーション事業統括」の設置
- ② 製品の価値を最大化するためのマーケティングならびに開発戦略
 - (i) 製品ブランドの再構築
 - (ii) データベース・テクノロジー事業の持続的成長
 - ・グリッド・コンピューティング等新しいIT基盤となる技術の開発
 - ・Linux市場のさらなる拡大に向けた製品やソリューションの展開
 - ・無線ICタグ (RFID) 等データベースの新規適用分野の開拓
 - (iii) ビジネス・アプリケーション事業の基盤確立
 - ・産業毎のニーズに特化したソリューションの開発
 - ・中堅・中小市場に向けたテンプレートおよびソリューションの展開
 - ・国内顧客に向けた製品機能の強化
- ③ 営業の強化
 - (i) データベース・テクノロジー事業の安定的な収益確保
 - ・アプリケーション・サーバーの営業および支援体制の強化
 - ・大規模システム商談の獲得
 - ・中堅・中小市場への深耕

- (ii) ビジネス・アプリケーション事業のシェア拡大
 - ・特定産業分野に対しての選択と集中
 - ・戦略製品に特化した専任営業の設置
 - ・テンプレート販売を利用した営業効率の向上
 - (iii) パートナービジネスのさらなる拡充
 - ・戦略的パートナーとの連携強化
 - ・パートナーへの支援体制の拡充
 - ・製品・ソリューション開発時からのパートナーとの協業
- ④ 顧客ビジネスへの継続的な貢献
- (i) 既存顧客への積極的な製品サポート
 - (ii) アウトソーシングビジネス「Oracle On Demand」の展開
 - (iii) 中国、シンガポール等アジア地域における日本企業のビジネス展開支援

なお、平成17年5月末現在、当社の発行済株式総数のうち74.2%をオラクル・コーポレーションが間接的に所有しており、株式分布のうち上位株主の占める割合が高くなっております。上位株主の保有比率が上昇した場合、当社の上場株式数に占める少数特定者持株数の割合が東京証券取引所の上場廃止基準（80%）に抵触する可能性があります。なお、東京証券取引所は、有価証券上場規程等の一部改正等を行い、平成17年1月1日より施行しております。これに伴い、少数特定者持株数に係る上場廃止基準が80%から75%に見直され、当社の場合、第21期（平成18年5月期）の末日時点から適用されます。

当社は、少数特定者持株比率の逡減および流動性の向上を目的に、親会社との協議を重ねております。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 17 期 平成14年 5 月期	第 18 期 平成15年 5 月期	第 19 期 平成16年 5 月期	第20期(当期) 平成17年 5 月期
売 上 高(百万円)	86,362	86,249	82,858	83,209
経 常 利 益(百万円)	31,095	25,848	27,784	28,797
当 期 純 利 益(百万円)	17,620	13,963	16,032	16,989
1株当たり当期純利益 (円)	137.45	108.96	125.20	133.51
総 資 産(百万円)	108,553	110,233	111,984	107,049
純 資 産(百万円)	81,172	80,340	79,666	77,468
1株当たり純資産 (円)	633.21	630.18	626.81	609.77

- (注) 1. 第18期については、第17期の第4四半期(平成14年3月)より実施された、サポートサービス部門におけるロイヤルティ支払額の増加の影響を通期にわたり受け、また、コンサルティングサービス部門の外注費用が増加したこと等により、第17期に比べ経常利益ならびに当期純利益が減少いたしました。
2. 第19期については、コンサルティングビジネスにおける売上重視から収益率改善に留意した事業構造改革の遂行等の結果、第18期に比べ、売上高が減少しましたが、経常利益、当期純利益は増加しました。
3. 第20期については、前記「(1) 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
4. 1株当たり当期純利益は、第17期については期中平均発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づき、第18期からは「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。なお、第17期において採用した方法により算定した場合の第18期、第19期および第20期の1株当たり当期純利益は、それぞれ109円15銭、125円90銭、133円81銭となります。
5. 1株当たり純資産は、第17期については発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき、第18期からは「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。なお、第17期において採用した方法により算定した場合の第18期、第19期および第20期の1株当たり純資産は、それぞれ630円37銭、627円52銭、610円7銭となります。

2. 会社の概況（平成17年5月31日現在）

(1) 主要な事業内容

当社は、リレーショナルデータベース管理システムおよびビジネス・アプリケーション等のソフトウェアの販売、当該ソフトウェアを利用した各種システムやアプリケーション開発、管理用ソフトウェアの販売ならびにこれらソフトウェアプロダクトの利用を支援するための各種サービスの提供を行っており、各事業の内容は次のとおりであります。

部 門		事 業 内 容
ソフトウェア プロダクト	データベース・テクノロジー	リレーショナルデータベース管理システム「Oracle Database 10g」、アプリケーション・サーバー「Oracle Application Server 10g」、コラボレーション製品「Oracle Collaboration Suite」等のソフトウェアの販売ならびに当該ソフトウェアを利用したシステムやアプリケーション開発を行うための開発用ソフトウェアおよび管理用ソフトウェアの販売
	ビジネス・アプリケーション	ビジネス・アプリケーション「E-Business Suite 11i.10」等の販売
サ ー ビ ス	サポートサービス	ユーザーに対する技術サポートならびにソフトウェアプロダクトの更新版の提供およびシステムのアウトソーシングの提供
	エデュケーションサービス	技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザー向けのソフトウェアプロダクトの研修の実施
	コンサルティングサービス	ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供

(2) 主要な事業所

本 社	東京都千代田区紀尾井町4番1号
支 社	北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、中部支社（名古屋市中区）、北陸支社（石川県金沢市）、西日本支社（大阪市北区）、西部支社（福岡市中央区）、沖縄支社（沖縄県那覇市）
研 修 セ ン タ ー	トレーニングキャンパス渋谷（東京都渋谷区）、トレーニングキャンパス大阪（大阪市北区）
オ フ ィ ス	用賀オフィス（東京都世田谷区）

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 512,770,000株
 ② 発行済株式総数 128,194,662株
 ③ 株主数 48,904名（前期末比431名減少）
 ④ 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク常任代理人日興コーディアル証券株式会社	95,067	74.2	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,159	2.5	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,941	2.3	—	—
みずほ信託退職給付信託 新日本製鐵退職金口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,293	1.0	—	—
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社1口常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,159	0.9	—	—
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託B口）	718	0.6	—	—
野村信託銀行株式会社（投信口）	502	0.4	—	—
みずほ信託銀行株式会社（信託Z口）常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	487	0.4	—	—
三菱信託銀行株式会社（信託口）	479	0.4	—	—
UFJ信託銀行株式会社（信託勘定A口）	419	0.3	—	—

（注）自己株式を1,211,536株保有しており、上記の大株主からは除外しております。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

- ① 取得した株式
普通株式 2,741株
取得価額の総額 14,470千円
- ② 処分した株式
普通株式 30,250株
処分価額の総額 137,135千円
- ③ 失効手続きをした株式
該当事項はありません。
- ④ 決算期における保有株式
普通株式 1,211,536株

(5) 新株予約権の状況

- ① 現に発行している新株予約権
商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

発行日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	権利行使時の1株当たり払込金額	権利行使期間
平成14年10月1日	3,554個	普通株式 355,400株	無償	3,870円	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで
平成14年11月19日	2個	普通株式 200株		3,153円	
平成15年10月1日	2,907個	普通株式 290,700株		5,931円	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで
平成16年1月9日	5個	普通株式 500株		6,420円	
平成16年10月1日	3,231個	普通株式 323,100株		5,583円	

- (注) 1. 平成14年10月1日に発行した新株予約権4,924個のうち1,370個、平成14年11月19日に発行した新株予約権4個のうち2個、平成15年10月1日に発行した新株予約権3,343個のうち436個、平成16年1月9日に発行した新株予約権15個のうち10個、平成16年10月1日に発行した新株予約権3,363個のうち132個は権利喪失または権利行使しております。
2. 旧商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権につきましては、貸借対照表の注記をご参照ください。

- ② 当期中に株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権の状況
- 平成16年8月25日開催の第19回定時株主総会決議に基づき、次のとおり新株予約権を発行しております。
- 平成16年9月28日取締役会決議（平成16年10月1日発行）
- (i) 発行した新株予約権の数
3,363個（新株予約権1個につき普通株式100株）
 - (ii) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 336,300株
 - (iii) 新株予約権の発行価額
無償
 - (iv) 権利行使時の1株当たり払込金額
5,583円
 - (v) 行使の条件
 - (ア) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (イ) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - (a) 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (b) 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (ウ) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
 - (エ) その他、新株予約権割当契約書に記載の条件に従うものとする。
 - (vi) 消却の事由および条件
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき。
 - (イ) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき。

(ウ) その他、割当契約に定める事由により新株予約権が当社に返還されたとき。

(vii) 有利な条件の内容

上記内容の新株予約権は、ストックオプションとして当社の取締役および従業員に対し無償で発行した。

(viii) 割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数
当社の取締役

氏名	新株予約権の数
野 坂 茂	150個
東 裕 二	100
保 科 実	100

当社の従業員（上位11名）

氏名	新株予約権の数
木 村 俊 明	50個
三 谷 仁 子	50
藤 井 郁 子	50
沼 田 治	30
前 田 和 彦	30
丹 野 淳	30
新 井 智	30
下 菌 和 秀	15
小 守 雅 年	15
藤 本 寛	15
関 屋 剛	15

(注) 藤井郁子氏は、平成16年12月31日付で退職しており、権利を喪失しております。

(ix) 特定使用人等に対し発行した新株予約権の数

(ア) 当社の従業員

新株予約権の数 3,013個

目的となる株式の種類および数 普通株式 301,300株

付与した者の総数 888名

(6) 従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,481名	33名増	34.7歳	5.4年

(7) 企業結合の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、オラクル・ジャパン・ホールディング・インク（米国カリフォルニア州）であり、当社の議決権の75.4%（株式数95,067千株）を保有しております。なお、同社はオラクル・コーポレーション（米国カリフォルニア州）の100%出資子会社であります。

当社は、オラクル・インターナショナル・コーポレーション（オラクル・コーポレーションの知的財産の保有・管理を行うオラクル・コーポレーションの100%出資子会社。米国カリフォルニア州）と締結している販売代理店契約に基づき、オラクル・コーポレーションが開発するソフトウェアプロダクトの供給を受け、日本国内の顧客向けに販売し、その売上の一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払っております。

② 重要な子法人等の状況

子法人等として、Linuxオペレーティング・システムおよび関連製品・サービスの開発・販売等を行う、ミラクル・リナックス株式会社（平成12年6月設立、資本金4億円、当社議決権比率58.5%）があります。平成17年5月期の同社の売上高は17億46百万円、税引前当期純利益は97百万円ですが、同社の売上高、総資産額等からみて連結の範囲から除いても当社の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度であることから、連結計算書類は作成しておりません。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代 表 取 締 役	新 宅 正 明	社長 最高経営責任者兼テクノロジープロダクト統括本部長
取 締 役	東 裕 二	専務執行役員 アジアパシフィック事業開発室・インダストリーセールス&コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長
取 締 役	野 坂 茂	専務執行役員 最高財務責任者ファイナンス・インフラ開発・アプリケーションIT担当兼ファイナンス本部長
取 締 役	保 科 実	常務執行役員 アプリケーションプロダクト統括・サポートサービス担当兼アプリケーションプロダクト統括本部長兼サポートサービス本部長
取 締 役	デレク・エイチ・ウィリアムズ	オラクル・コーポレーション エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括
取 締 役	ジョン・エル・ホール	オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティー
常 勤 監 査 役	所 芳 正	
監 査 役	中 森 真 紀 子	公認会計士
監 査 役	野 間 自 子	弁護士

- (注) 1. 監査役中森真紀子および野間自子の両氏は、「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 取締役デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホールの両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 当社は執行役員制度を導入しており、代表取締役 新宅正明、取締役 東裕二、野坂 茂、保科 実の各氏は執行役員を兼務しております。
4. 当期中の取締役および監査役の異動

(1) 就任

平成16年8月25日開催の第19回定時株主総会において、新たに保科 実、ハリー・エル・ユ一の両氏が取締役に選任され就任いたしました。

(2) 退任

取締役ジェフリー・オー・ヘンリー、監査役小堤延樹の両氏は、平成16年8月25日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。また取締役山元賢治氏は平成16年6月26日付、取締役村木央明氏は平成16年12月8日付、取締役ハリー・エル・ユー氏は平成17年3月18日付で、それぞれ辞任により退任いたしました。

5. 決算期後に生じた取締役の異動

平成17年5月26日開催の取締役会の決議により、平成17年6月1日付で取締役の担当の変更がありました。

新	旧	氏 名
代表取締役社長 最高経営責任者兼システム事業統括 最高執行責任者	代表取締役社長 最高経営責任者兼テクノロジープロダクト統括本部長	新 宅 正 明
取締役副社長執行役員 インダストリー&アプリケーション事業統括 最高執行責任者兼コンサルティングサービス本部長	取締役 専務執行役員アジアパシフィック事業開発室・インダストリーセールス&コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長	東 裕 二
取締役 常務執行役員 サポートサービス本部長兼インダストリー&アプリケーション事業統括 アプリケーション事業推進本部長	取締役 常務執行役員アプリケーションプロダクト統括・サポートサービス担当兼アプリケーションプロダクト統括本部長兼サポートサービス本部長	保 科 実

(10) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	6名	147百万円	株主総会決議（平成10年8月21日）による報酬限度額 月額30百万円
監 査 役	4名	28百万円	株主総会決議（平成13年8月23日）による報酬限度額 月額5百万円
計	10名	175百万円	

(注) 1. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。支給人員と期末現在の人員との関係は次のとおりであります。取締役については2名が無報酬であり、また、支給人員のうち2名が平成16年6月26日および平成16年12月8日にそれぞれ辞任しております。監査役については支給人員のうち1名が平成16年8月25日に退任しております。

2. 上記のほか、前期利益処分により、役員賞与を次のとおり支給しております。

取締役 5名 88百万円

監査役 2名 1百万円

3. 役員退職慰労金制度はありません。

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当社および子法人等が支払うべき報酬等の合計額 | 29百万円 |
| ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 29百万円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 29百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査ならびに米国オラクル・コーポレーション向け財務情報の監査手続の報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記③の金額は、これらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

本営業報告書に記載している金額および株式数は表示単位未満を切り捨てにて、また、割合および1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成17年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	19,383	1. 買掛金	8,550
2. 受取手形	5	2. 未払金	2,696
3. 売掛金	14,855	3. 未払法人税等	6,208
4. 有価証券	64,994	4. 未払消費税等	647
5. 商 品	3	5. 前受金	10,199
6. 前払費用	319	6. 預り金	73
7. 繰延税金資産	1,608	7. 賞与引当金	1,203
8. 未収入金	718	8. その他	0
9. その他	84	流動負債合計	29,580
10. 貸倒引当金	△4	負債合計	29,580
流動資産合計	101,968		
II 固定資産			
1. 有形固定資産		(資本の部)	
(1) 建物付属設備	465	I 資 本 金	22,131
(2) 器具及び備品	629	II 資本剰余金	
有形固定資産合計	1,095	資本準備金	33,569
2. 無形固定資産		資本剰余金合計	33,569
(1) ソフトウェア	16	III 利益剰余金	
(2) その他	1	1. 利益準備金	3,212
無形固定資産合計	17	2. 任意積立金	94
3. 投資その他の資産		特別償却準備金	94
(1) 投資有価証券	793	3. 当期末処分利益	23,778
(2) 関係会社株式	33	利益剰余金合計	27,085
(3) 繰延税金資産	436	IV その他有価証券評価差額金	176
(4) 差入保証金	2,672	V 自 己 株 式	△5,493
(5) 破産更生債権等	15	資本合計	77,468
(6) その他	40	負債・資本合計	107,049
(7) 貸倒引当金	△24		
投資その他の資産合計	3,968		
固定資産合計	5,081		
資産合計	107,049		

損 益 計 算 書

〔平成16年6月1日から
平成17年5月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 売 上 高	83,209
II 売 上 原 価	33,534
III 売 上 総 利 益	49,675
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	20,966
IV 営 業 外 利 益	28,708
IV 1. 有 価 証 券 利 息	10
IV 2. 旅 費 交 通 費 還 付 金	21
IV 3. 保 険 配 当 金	27
IV 4. そ の 他	66
IV 営 業 外 収 益 合 計	126
V 営 業 外 費 用	37
V 1. 為 替 差 損	12
V 2. そ の 他	24
V 営 業 外 費 用 合 計	37
VI 特 別 利 益	28,797
VI 1. 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	18
VI 2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	24
VI 特 別 利 益 合 計	43
VII 特 別 損 失	34
VII 1. 投 資 有 価 証 券 評 価 損	4
VII 2. 投 資 有 価 証 券 売 却 損	2
VII 3. 電 話 施 設 利 用 権 評 価 損	27
VII 特 別 損 失 合 計	34
税 引 前 当 期 純 利 益	28,806
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,739
法 人 税 等 調 整 額	77
当 期 純 利 益	16,989
前 期 繰 越 利 益	14,425
自 己 株 式 処 分 差 損	17
中 間 配 当 額	7,618
当 期 未 処 分 利 益	23,778

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券……………償却原価法
- (3) その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商 品……………月別総平均法に基づく原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産

- 建物付属設備……………定率法
 - 器具及び備品
 - コンピュータハードウェア…定額法
 - そ の 他…定率法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- 建物付属設備 8年～15年
 - 器具及び備品
 - パーソナルコンピュータ 2年
 - サ ー バ ー 3年
 - そ の 他 5年～8年

(2) 無 形 固 定 資 産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

4. 引当金の計上方法

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. 収益の計上基準

コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 会計処理方法の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が平成16年5月31日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。なお、この会計基準適用による損益に与える影響はありません。

8. 追加情報

(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示について)

法人事業税の「外形標準課税制度」の導入に伴い、法人事業税における付加価値割及び資本割部分については、実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成16年2月13日）に基づき、当期より、販売費及び一般管理費として処理しております。なおこれにより、販売費及び一般管理費が310百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

[貸借対照表 注記]

1. 関係会社に対する短期金銭債権 1,386百万円
関係会社に対する短期金銭債務 1,017百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,369百万円
3. 旧商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権

発行日	目的となる株式の種類及び数	新株の発行価額	権利行使期間
平成11年10月1日	普通株式 305,450株	11,132円	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで
平成12年10月1日	普通株式 239,800株	28,205円	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで
平成13年10月1日	普通株式 330,000株	11,780円	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで

4. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は176百万円であり、配当に充当することは制限されております。

[損益計算書 注記]

1. 関係会社との取引高
営業取引

売上高	1,669百万円
仕入高	360百万円
その他の営業取引	79百万円
2. 1株当たり当期純利益 133円51銭

[税効果会計 注記]

繰延税金資産・負債の主な発生原因別内訳

平成17年5月31日現在

(単位：百万円)

(流動の部)	
繰延税金資産	
未払金	162
未払事業税	434
前受金	461
賞与引当金	489
その他	60
繰延税金資産合計	1,608
(固定の部)	
繰延税金資産	
減価償却費超過額	361
投資有価証券評価損	121
その他	118
繰延税金資産合計	601
繰延税金負債	
特別償却準備金	△ 44
その他有価証券評価差額金	△ 120
繰延税金負債合計	△ 165
繰延税金資産の純額	436

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額	
【当期未処分利益】		23,778,562,831
【任意積立金取崩額】		
特別償却準備金取崩額	29,988,761	29,988,761
これを次のとおり処分いたします。		23,808,551,592
利 益 配 当 金 (1株につき80円)	10,158,650,080	
取 締 役 賞 与 金	37,210,598	
監 査 役 賞 与 金	1,126,035	10,196,986,713
【次期繰越利益】		13,611,564,879

(注) 平成17年2月9日に1株につき60円、総額7,618,338,180円の間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年7月22日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指
定
社
員
指
定
社
員
指
定
社
員
指
定
社
員
指
定
社
員
指
定
社
員

公認会計士 二村隆章 ㊟

公認会計士 太田恵子 ㊟

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本オラクル株式会社の平成16年6月1日から平成17年5月31日までの第20期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会社及び子会社の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年6月1日から平成17年5月31日までの第20期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類、伝票等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成17年7月25日

日本オラクル株式会社 監査役会

監査役(常勤) 所 芳 正 ㊟

監 査 役 中 森 真 紀 子 ㊟

監 査 役 野 間 自 子 ㊟

(注) 監査役中森真紀子及び監査役野間自子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1,261,016個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第20期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（25頁）に記載のとおりであります。当社は、株主の皆さまに対し収益状況に対応した適切な利益還元を行うことを念頭に置き、企業体質の強化と将来の事業展開等を総合的に勘案したうえで配当を決定しております。この方針のもと、当期の利益配当金につきましては、1株につき80円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金60円を加えた当期の年間配当金は、前期より15円増の140円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度が認められたことに伴い、現行定款第4条（公告の方法）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（公告の方法） 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	（公告の方法） 第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは</u> 、日本経済新聞に掲載して行う。

第3号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	新宅正明 (昭和29年9月10日生)	昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年12月 当社入社 第三営業部長 平成5年6月 当社営業企画部長兼第三営業部長 平成6年9月 当社取締役マーケティング本部長 平成8年8月 当社常務取締役製品事業本部ゼネラルマネジャー 平成10年6月 当社常務取締役営業統括本部担当 平成11年6月 当社常務取締役営業統括本部長 平成12年6月 当社常務取締役事業統括本部長 平成12年8月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成13年1月 当社代表取締役社長 最高経営責任者 オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント（現任） 平成16年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼パートナービジネス統括本部長 平成17年1月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼パートナービジネス統括本部長兼テクノロジープロダクト統括本部長 平成17年2月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼ビジネスアライアンス本部長兼テクノロジープロダクト統括本部長 平成17年5月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼テクノロジープロダクト統括本部長 平成17年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼システム事業統括 最高執行責任者（現任）	105,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の 株式数
2	東 裕 二 (昭和30年1月24日生)	昭和54年4月 株式会社不二家入社 昭和55年6月 日本エヌ・シー・アール株式会社 入社 昭和61年8月 株式会社エス・エフ・アイ入社 昭和63年6月 日本デジタルイクイップメント 株式会社入社 平成10年10月 当社入社 コンサルティングサー ビス本部ERPソリューション部 統括マネジャー 平成12年8月 当社執行役員コンサルティング サービス本部長 平成13年6月 当社上席執行役員コンサルティン グサービス本部長 平成13年9月 当社常務執行役員コンサルティン グサービス本部長 平成14年6月 当社専務執行役員技術統括担当兼 ソリューションコンサルティング 本部長 平成14年8月 当社取締役専務執行役員技術統括 担当兼ソリューションコンサル ティング本部長 平成15年3月 当社取締役専務執行役員コンサル ティングサービス担当兼コンサル ティングサービス本部長 平成16年6月 当社取締役専務執行役員インダス トリーセールス&コンサルティン グサービス担当兼コンサルティン グサービス本部長 平成16年9月 当社取締役専務執行役員アジアパ シフィック事業開発室・インダス トリーセールス&コンサルティン グサービス担当兼コンサルティン グサービス本部長 平成17年6月 当社取締役副社長執行役員インダ ストリー&アプリケーション事業 統括 最高執行責任者兼コンサル ティングサービス本部長(現任)	400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の 株式数
3	保 科 実 (昭和35年11月11日生)	昭和59年4月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社 平成7年2月 当社入社 サーバーテクノロジー事業部課長代理 平成9年6月 当社製品事業本部インターネットシステム営業部マネジャー 平成11年6月 当社マーケティング統括本部アプリケーション製品統括部シニアディレクター 平成12年8月 当社執行役員製品マーケティング本部長 平成14年6月 当社執行役員サポートサービス本部長 平成15年6月 当社常務執行役員サポートサービス本部長 平成16年8月 当社取締役常務執行役員サポートサービス本部長 平成17年1月 当社取締役常務執行役員アプリケーションプロダクト統括・サポートサービス担当兼アプリケーションプロダクト統括本部長兼サポートサービス本部長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員サポートサービス本部長兼インダストリー&アプリケーション事業統括アプリケーション事業推進本部長(現任)	700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
4	デレク・エイチ・ウィリアムズ (昭和19年12月30日生)	昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティー・クリード (UK) 入社 昭和44年4月 パーカー・ペン (UK) データ・プロセッシング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ (UK) ディレクター 昭和60年12月 ユニソフト (UK) ディレクター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーションUK リージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成5年7月 同社 シニア・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 (現任) 平成13年8月 当社取締役 (現任)	一株
5	ジョン・エル・ホール (昭和29年10月30日生)	昭和52年1月 インターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーション (IBM) 入社 平成4年9月 ユニシス・コーポレーション オープンシステム セールス&マーケティング ディレクター 平成6年10月 オラクル・コーポレーション コーポレート・グローバル・アライアンス・マネジャー 平成8年6月 同社 バイス・プレジデント オラクル・アジア・パシフィック・アライアンス 平成9年3月 同社 マネージング・ディレクター オラクル・タイランド 平成9年9月 同社 シニア・バイス・プレジデント オラクル・ワールドワイド・アライアンス 平成11年4月 同社 シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ (現任) 平成15年8月 当社取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は米国オラクル・コーポレーションのエグゼクティブ・バイス・プレジデントを、ジョン・エル・ホール氏は同社シニア・バイス・プレジデントを兼務しており、当社は同社を中心とする企業集団に属しております。当社と同社との関係につきましては「添付書類」の16頁「2. 会社の概況 (7) 企業結合の状況 ①親会社との関係」をご参照ください。
2. 取締役候補者のうち、デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホールの両氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであり、高岡由美子氏は監査役所芳正氏の補欠としての候補者、今村 誠氏は監査役中森真紀子氏および同野間自子氏の補欠としての候補者であります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	高岡 由美子 (昭和34年4月28日生)	昭和59年4月 日本電子計算株式会社入社 昭和61年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年10月 当社入社 パートナー第3営業部 平成9年4月 当社マーケティング本部企画推進部マネジャー 平成10年6月 当社営業統括本部事業企画部統括マネジャー 平成11年6月 当社人事教育本部採用開発部統括マネジャー 平成12年6月 当社人事教育本部人事企画部シニアディレクター 平成13年10月 当社管理本部ライセンスマネジメントサービス部シニアディレクター 平成14年6月 当社監査室長 平成16年6月 当社経営監査室長(現任)	3,500株
2	今村 誠 (昭和36年12月13日生)	昭和63年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 平成8年1月 同事務所パートナー 平成10年12月 三宅坂綜合法律事務所パートナー(現任)	一株

- (注) 1. 上記両候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今村 誠氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。

第5号議案 当社取締役および従業員に新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員に、以下の要領によりストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第3号議案「取締役5名選任の件」の承認可決を条件といたします。

(新株予約権発行の要領)

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施するため。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役および従業員

3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 330,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率

4. 新株予約権の総数

3,300個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、3.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

5. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行する日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行する日の終値とする。また、発行する日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

7. 新株予約権の行使期間

平成19年10月1日から平成27年8月24日まで

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (4) その他細目については、本総会決議および今後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

9. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 割当契約に定める事由により新株予約権の権利が喪失した場合、新株予約権を無償で消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

以 上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。
（「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のためSSL（暗号化）通信および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成17年8月23日（火曜日））の24時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書取得（または携帯電話情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様に変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には十分ご注意ください。

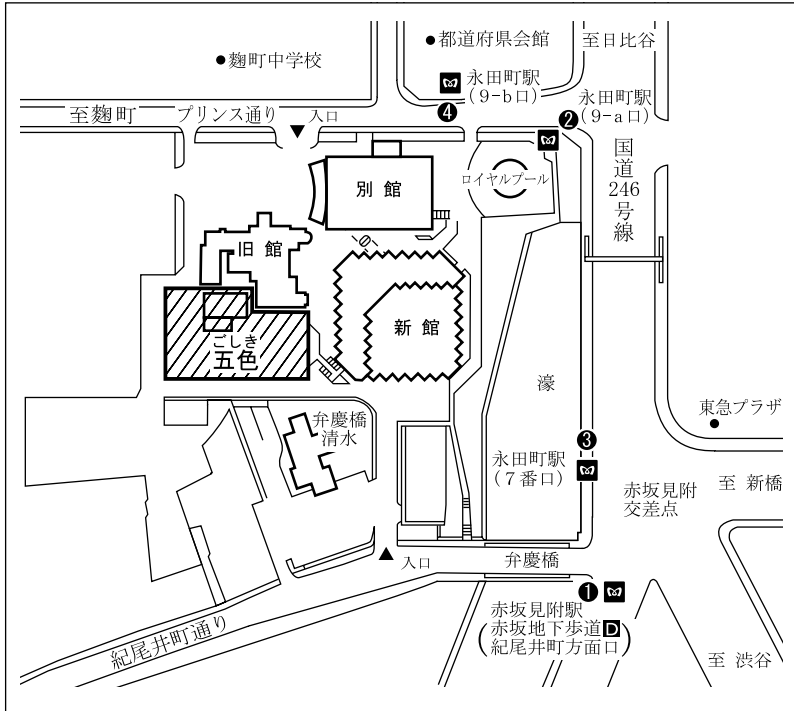
3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はポケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
5. 招集ご通知の受領方法について
- ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

<p>システム等に関するお問い合わせ UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）</p>

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都千代田区紀尾井町1番2号
赤坂プリンスホテル 五色2階 五色の間
電話 (03) 3234-1111



(交通のご案内)

地下鉄／①銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅(赤坂地下歩道 **D** 紀尾井町方面口)から徒歩1分。

②南北線永田町駅(9-a口)隣接。

③半蔵門線永田町駅(7番口)から徒歩2分。

④有楽町線永田町駅(9-b口)から徒歩1分。

お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。